**粉じん作業に係る自主点検表（点検項目）**

以下の質問にあてはまる数字を**別添２**の**粉じん作業に係る自主点検表（点検結果）**に記入してください。

1. 貴事業場で実施している粉じん作業であてはまるものを**すべて**選んでください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| アーク溶接 | 岩石等の裁断 | 金属等の研磨 | その他 | 粉じん作業なし |
| １ | ２ | ３ | ４ | ５ |

１を選択　　　→　Ｑ２～１３に回答してください。

２～３を選択　→　Ｑ２～１１、１４～１８に回答してください。

４を選択　　　→　Ｑ２～１１に回答してください。

５を選択　　　→　回答終了です。

※アーク溶接には、ＣＯ２溶接等のいわゆる半自動溶接、アルゴンガス等の不活性ガスを用いたＭＩＧ溶接のほか、ＭＡＧ溶接、ＴＩＧ溶接も含まれます。

1. 粉じん作業の頻度でいちばん近いものはどれですか。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 毎日 | 週２～３回 | 週１回 | 月に１～２回 | ほとんどない |
| １ | ２ | ３ | ４ | ５ |

1. 局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設置している場合を除き、構造規格を具備し国家検定に合格した呼吸用保護具を使用させていますか。（粉じん則第２７条）

|  |  |
| --- | --- |
| 局所排気装置等を設置している | 屋外又は局所排気装置等を設置していない |
| 国家検定合格品の呼吸用保護具を使用している | 国家検定合格品の**電動ファン付き**呼吸用保護具を使用している（推奨） | 呼吸用保護具を使用しているが、国家検定合格品でない | 呼吸用保護具を使用していない |
| １ | ２ | ３ | ４ | ５ |

1. 保護具着用管理責任者を選任し、呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守等の管理を行わせていますか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 選任し、管理している | 選任しているが、管理をしていない　 | 選任していない |
| １ | ２ | ３ |

1. 粉じん作業場を毎日及び１月に１回以上、たい積粉じん除去のための清掃を行っていますか。また、「たい積粉じん清掃責任者」を選任していますか。（粉じん則２４条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 選任し、毎日及び１月に１回以上清掃を実施している | 選任していない　 | 選任していないが、毎日及び１月に１回以上清掃を実施している | 毎日及び１月に１回以上清掃していない |
| １ | ２ | ３ | ４ |

1. 常時粉じん作業に従事する労働者に対して、就業時及び３年以内毎に１回（じん肺の所見がある者は１年以内毎に１回）定期にじん肺健康診断を実施していますか。（じん肺法第7条、同8条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 就業時及び定期にじん肺健康診断を実施している　 | 定期にじん肺健康診断を実施しているが、就業時に実施していない　 | 就業時にじん肺健康診断を実施しているが、定期に実施していない　 | いずれも実施していない　 |
| １ | ２ | ３ | ４ |

1. 所見者に粉じん作業の短縮、粉じん作業以外の作業に転換など事後措置を講じるほか、じん肺健康診断結果等を労働局長に提出していますか。（じん肺法第２０条の３、同２１条、同１２条）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 有所見者はいない | 有所見者に事後措置を実施し、健診結果も提出している　 | 有所見者に事後措置を実施しているが、健診結果は提出していない　 | 有所見者に事後措置を実施していないが、健診結果を提出している | いずれも実施していない |
| １ | ２ | ３ | ４ | ５ |

1. 毎年、１２月３１日現在におけるじん肺に関する健康管理の実施状況を、翌年2月末日までに、監督署長に報告していますか。（じん肺法施行規則第３７条）

|  |  |
| --- | --- |
| 毎年提出している | 提出していない |
| １ | ２ |

1. 粉じん作業を行う場所に粉じん障害防止措置の要旨を見やすい場所に掲示し、また、関係労働者以外の者の立入禁止する旨を見やすい箇所に表示していますか。（安衛法第１０１条、じん肺法第３５条の２、安衛則第５８５条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 粉じん障害防止措置の要旨、関係者以外立入禁止について掲示している | いずれかを掲示している　 | いずれも掲示していない　 |
| １ | ２ | ３ |

1. 粉じん作業を行う労働者に対し、じん肺に関する予防及び健康管理のために必要な教育を実施していますか。（じん肺法第６条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| じん肺に関する予防、健康管理のための必要な教育を実施している | いずれかを実施している　 | いずれも実施していない　 |
| １ | ２ | ３ |

1. 毎月特定の日を「粉じん対策の日」として設定していますか。

|  |  |
| --- | --- |
| 設定している | 設定していない |
| １ | ２ |

＜Q１２～１３はアーク溶接がある事業場のみ＞

1. 全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置（局所排気装置、プッシュプル型換気装置等を設置）を講じていますか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 局所排気装置、プッシュプル型換気装置等を設置している | 全体換気装置を設置している　 | 何も設けていない |
| １ | ２ | ３ |

1. 呼吸用保護具について、フィットテストは実施していますか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 毎年、１回実施している | 一度、実施したことがある | 実施していない |
| １ | ２ | ３ |

＜Q１４～１８は岩石等の裁断作業、金属等の研磨作業に係る項目＞

1. 屋内で研ま材を用いて動力（**手持式又は可搬式動力工具によるものを除く）により金属等の研まを行う作業（以下「特定粉じん作業」という。**）を行う箇所に局所排気装置又はプッシュプル型換気装置及び除じん装置の設置、若しくは湿潤な状態に保つための設備を設置していますか。（粉じん則第4条、第10条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 特定粉じん作業はない | 局所排気装置等の設置及び除じん装置の設置、又は湿潤化の設備を設置している。 | 局所排気装置等を設置しているが、除じん装置は設置していない | いずれも設けていない |
| １ | ２ | ３ | ４ |

１の場合は、項目１５～１８の回答は不要です。

1. 局所排気装置等、除じん装置等について、１年以内ごとに１回定期に法定事項の自主検査を行い、結果を記録して保存していますか。また、必要な補修を行っていますか（粉じん則第１７条、同１８条、同２１条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1年以内ごとに1回定期に自主検査し、記録の保存、必要な補修を行っている | 1年以内ごとに1回定期に自主検査をしているが、記録を保存していない | 1年以内ごとに1回定期に自主検査をしているが、必要な補修をしていない | 1年以内ごとに1回定期に自主検査をしていない |
| １ | ２ | ３ | ４ |

1. 局所排気装置等を適切に稼動させるよう、設備ごとに検査・点検責任者を選任し、検査・点検等の管理をしていますか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 選任して、管理している | 選任しているが、管理していない　 | 選任していない |
| １ | ２ | ３ |

1. 常時特定粉じん作業が行われる屋内作業場については、６月以内ごとに１回定期に作業環境測定を行い、その結果を７年間保存していますか。また、測定の結果が、第３又は第２管理区分に評価された場合、環境を改善するための措置を講じていますか。（粉じん則第２６条～第２６条の４）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 作業環境測定を実施し、その測定結果に基づく措置を講じている。 | 作業環境測定を実施しているが、その結果に基づく措置を講じていない　 | 作業環境測定を実施しているが、６月以内ごとではない | 作業環境測定を実施していない |
| １ | ２ | ３ | ４ |

1. 特定粉じん作業に常時従事する労働者に対し、特別教育を実施していますか。（粉じん則第２２条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 作業環境測定を実施し、その測定結果に基づく措置を講じている。 | 作業環境測定を実施しているが、その結果に基づく措置を講じていない　 | 作業環境測定を実施しているが、６月以内ごとではない | 作業環境測定を実施していない |
| １ | ２ | ３ | ４ |